

令和5年6月1日

「再エネ海域利用法」に基づく法定協議会による漁業影響調査への対応

一般社団法人全国水産技術協会

一般社団法人全国水産技術協会（以下「協会」という。）は、洋上風力発電施設の建設に伴う漁業影響調査について調査内容等を策定し、公表してきたところである。

最近になって再エネ海域利用法に基づき組織された協議会（以下、「法定協議会」という。）において、対象となる海域に係る漁業影響調査に関する考え方や調査内容について、検討取りまとめが行われるようになってきた。

一般的に、漁業影響調査は科学的、客観的なものであるべきものであり、中立の機関により行われることが適当である。また、調査結果について関係者の理解が得られるものでなければならず、このような観点から、協会として漁業影響評価指針（令和5年6月公表）を定めているところである。

更に、洋上風力発電施設の建設に伴う漁業影響調査について、法定協議会において既に検討、取りまとめが行われている場合にあつては、別途定める「洋上風力発電施設の建設に伴う漁業影響調査実施要領」（令和5年6月公表）の内容を考慮しつつ、法定協議会における漁業影響調査に関する取りまとめの経緯を尊重して下記により漁業影響調査を実施することとする。

追って、法定協議会において漁業影響調査に関する取りまとめが行われていない場合にあつては、上記に準じて対処するものとする。

記

1. 調査体制等に関する基本的要件

- 1) 対象となる海域における関係漁業者の調査活動への参画
- 2) 対象となる海域や水産資源の状況を把握している地域水産試験研究機関との連携協力の確保
- 3) 中立的な立場から漁業影響評価を行うために、学識経験者等により組織された「〇〇漁業影響検討委員会」の設置と漁業者代表及び事業者代表のオブザーバー出席
- 4) 調査開始に当たって漁業者及び事業者との調査計画内容、調査実施体制等についての事前協議調整

2. 調査内容

- 1) 操業実態の聞き取り、既往知見の収集整理
- 2) 漁業実態調査（標本船調査、聞き取り調査、試験操業調査）
- 3) 水産生物生態等調査（魚卵稚仔・二枚貝類調査、幼稚魚・稚貝・幼貝調査、成魚・成貝

調査、産卵親魚・産卵場調査)

4) 漁場環境調査（定期調査、連続調査、境界域調査）

3. 調査期間・頻度

1) 調査期間

5年間以上とする。

ただし、工事開始前の現況調査が少なくとも1年間実施され、その後は洋上風力発電施設の建設工事と同時並行的に調査を実施することも考慮する。

なお、〇〇漁業影響検討委員会は、工事着工から供用開始以降に実施される漁業影響モニタリング調査計画を策定し、長期間にわたり継続して実施することが望ましい。

2) 調査頻度

原則として月1回実施することとするが、産卵期間等においては適宜調査を実施する。

4. 漁業影響評価

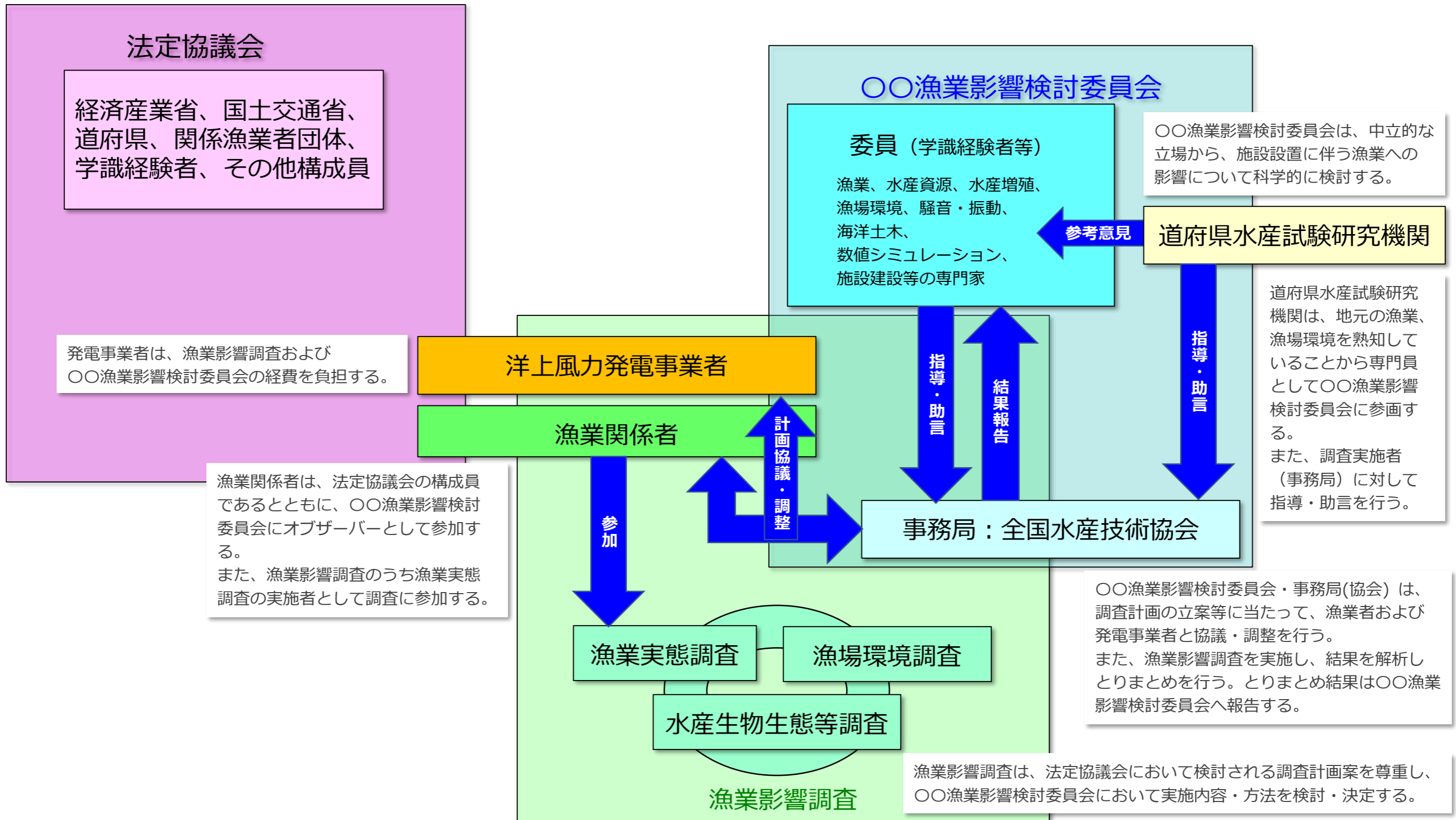
漁業影響検討委員会による指導・助言を得て、科学的に実施するものとする。

5. 漁業影響緩和策、漁業影響モニタリング調査

〇〇漁業影響検討委員会による指導・助言を得て、漁業影響評価の結果も踏まえ科学的に実施するものとする。

洋上風力発電施設建設に伴う漁業影響調査の進め方（概要）

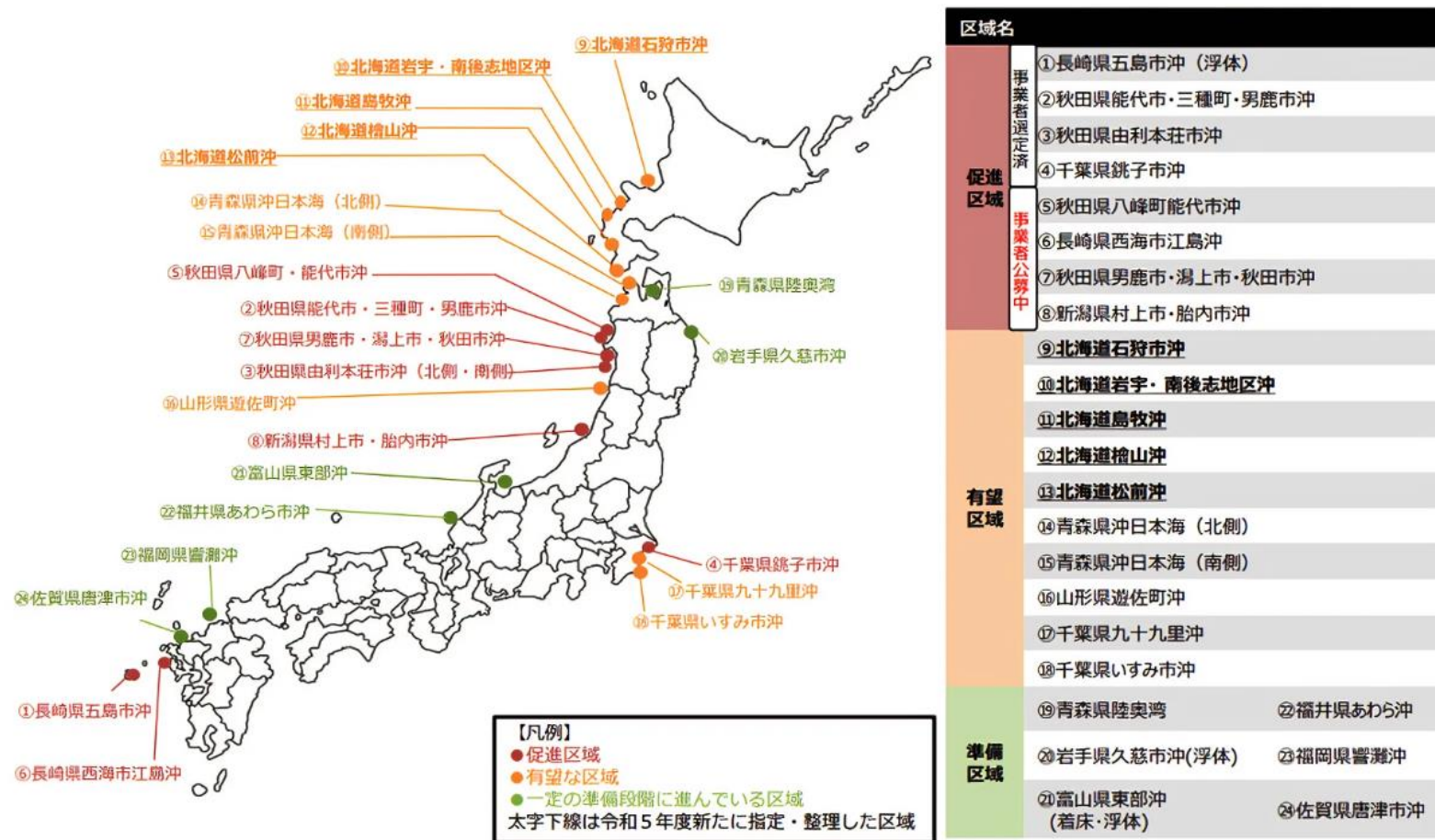
一般社団法人 全国水産技術協会



「洋上風力発電施設建設に伴う漁業影響調査の進め方」において考慮されるべき事項は以下のとおり。

- 既に、法定協議会^{注)}において漁業影響調査の実施等について議論がまとめられ、促進区域指定が合意されていること。
- 我が国では外海域における大規模な洋上風力発電施設設置実績がなく、内湾域における開発事業に準じた漁業への影響等に関する情報、知見が少ないこと。

注)：「法定協議会」とは、再エネ海域利用法に基づき設置された協議会を言う。



現在の促進区域・有望な区域・準備区域の状況 (2023年5月12日時点)

出典：経済産業省資源エネルギー庁

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html